



2025年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社長栄
代表者名 代表取締役 社長執行役員 長田 修
(コード番号：2993 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 上席執行役員 統括本部長 田中 直樹
(TEL. 075－343－1600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2025年 6 月 26 日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、本日付の「代表取締役の異動（追加選任）及び取締役の異動に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、経営体制の強化を図るため、代表取締役を複数（2名）体制とすることについて内定いたしました。これに伴い、株主総会及び取締役会の運営体制を明確化するため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（招集権者及び議長） 第 1 4 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2（条文省略）	（招集権者及び議長） 第 1 4 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数あるときは、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> 2（現行どおり）
（取締役会の招集権者及び議長） 第 2 3 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第 2 3 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数あるときは、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 2（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 26 日（予定）

以上